

和泉アピール 第 15 号
平成24年7月10日

大阪府社会保障推進協議会
会長 井上賢二様

和泉市長 辻 宏 康

平素は、本市の行政各般にわたりご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成24年5月30日付けでご要望のありました「2012年度自治体キャラバン行動・要望書」について下記のとおり回答します。

記

要望項目

1. 国民健康保険について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

【回 答】

一般会計繰入金については、平成23年度については現在調査中ですが、平成22年度実績では、和泉市は阪南8市のなかでも法定外の繰入額は、最高額になっております。

保険料の賦課総額は医療費によって決まるもので、被保険者が使う医療費が多ければ保険料が高くなる仕組みになっており、近年、医療費が増加する中、保険料を引き下げることは困難です。

また、保険料の減免につきましては、各世帯の状況がそれぞれ異なるため、納付義務者の負担能力に着目し、納付義務者の申請により職員が実態調査を

行い、条例及び和泉市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより減免を行っております。減免制度につきましては、国民健康保険加入の全世帯に通知する国民健康保険料納額通知書に同封しているチラシ内にて周知を行っております。

医療費の「一部負担金」の減免制度につきましては、近隣市町村と調整を図り、要綱の改正も含め慎重に検討しております。

- ② 法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

【回 答】

資格証明書発行につきましては、国民健康保険法において交付が義務づけられており、本市におきましても国民健康保険法及び和泉市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書の取扱いに関する要綱に基づき、対応しております。滞納状態が改善されない場合、短期証を交付することで、接触の機会の確保を図り納付相談に努めておりますが、特別の事情がなく長期にわたって滞納している場合は、資格証明書の交付を行っております。

短期証の未交付（留置き）は行っておりません。短期証が未更新の世帯につきましては、来庁を促し生活状況等の聞き取り納付相談を行い保険証を交付しております。

短期証該当世帯の高校生世代以下の子どもにつきましては、無条件に1年間の被保険者証を郵送しております。

- ③ 財産調査・差押につきましては法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがなくかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

【回 答】

財産調査・差押につきましては、納期限までに保険料を納付していただけない場合、訪問徴収や督促状の送付、分割納付相談等を実施しておりますが、それでもなお、滞納状態が改善されず交渉による徴収が困難な事例については滞納債権整理回収課への引継ぎを行い、同課が財産調査を行い、差押等の滞納処分を行っておりますが生活を著しく窮迫するおそれがある場合には、

滞納処分の停止を行っております。

また、生活保護受給者に対しても滞納処分の停止を行っております。

【回 答】

国民健康保険料等の市が保有する債権の徴収につきましては、財産調査や差押等の滞納処分を行うことがあります。国税徴収法や地方税法には滞納処分を執行することができる財産がないときや滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは滞納処分の執行停止をすることができる旨の規定があります。

本市としましては、これらの法令に従い滞納者の実情を把握し、滞納処分を行うのか、執行停止を行うのかを適切に判断し適正な滞納債権の回収に努めております。

- ④ 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

【回 答】

できる限り生活状況の把握に努め、個々の事情に応じた納付相談を行うとともに生活困窮と判断できる場合には、市民相談室及び生活保護担当等への案内に努めております。

- ⑤ 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定検診の内容充実に対する支援に当たるように要望すること。

【回 答】

国保広域化は、国保財政の安定化、負担の公平化を図り、国保制度の持続性を高めていくものであります。収納対策への取組みは保険者ごとに異なり本市におきましては、負担の公平の観点から滞納世帯には来庁を促し、納付指導や納付相談を行い、納付意識の向上を図っております。しかしながら、

現年度分・滞納繰越分の合計収納率の向上を図ることは非常に困難な状況と
なっていることから、単に収納率だけで判断することのないよう大阪府に対
して要望しております。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議
事録作成などしたうえでホームページでも公開とすること。

【回 答】

国民健康保険運営協議会は公開しており、開催日はホームページでお知らせ
しています。会議資料、議事録については申請に基づき、情報公開しておりま
す。

2. 健診について

- ① 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住
民が受診しやすいものとする。

【回 答】

和泉市の特定健診につきましては、国基準の検査項目については無料で行
っており年間8回の集団健診を実施する等、被保険者が特定健診を受診しや
すい環境作りに努めております。また、和泉市医師会のご協力により希望者
に追加健診を実施しております。(一部負担金500円)

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は
無料とすること。

【回 答】

がん検診は、高度な技術と精度管理が必要なため国の「がん予防重点健康
教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、実施しております。国が推
進する5大がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳がん）をはじめ、前立腺がん
腫瘍マーカー検査、肝炎ウイルス検診を実施しております。

特定健診と同時に受診できる体制として個別方式では大腸がん検診、前立
腺がん腫瘍マーカー検査、肝炎ウイルス検診が同時に実施でき受診医療機関
によっては子宮がん検診、乳がん検診も可能です。また、集団方式では肺が
ん検診、前立腺がん腫瘍マーカー検査、肝炎ウイルス検診が同時に実施でき
ます。

費用につきましては、和泉師医師会にご協力いただき今年度から大腸がん

検診の一部負担金を廃止し無料で実施しております。大腸がん検診以外につきましては受益と負担の均衡を図ることを目的として、受診者には健診費用の概ね1割程度の負担をお願いしております。大阪府下のほとんどの市町村においても同様の検診費用の一部負担を導入されており、本市におきましてもこの制度を維持・推進していくためには一部自己負担はやむを得ないことと考えております。

③ 人間ドック助成も行うこと。

【回答】

国民健康保険被保険者の方を対象に和泉市内の3病院と委託契約を交わし人間ドック助成を行っております。

3. 介護保険・高齢者施策について

① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。

特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

【回答】

介護保険料引き下げのための一般会計からの財源の繰り入れは、平成23年7月11日に開催されました「第5期介護保険事業（支援）計画の策定に係る全国会議」で確認されました「3原則」に抵触することから介護保険給付費への一般財源からの基準以上の投入はふさわしくないと考えております。

平成24年度から平成26年度の保険料は段階を10段階に細分化し、低所得者の保険料軽減を図っています。また、独自の減免制度については実施中です

② 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

現在、年1度特別養護老人ホームの入所施設待機者について調査を行っており施設入所希望者は増加傾向にあるため、第5期計画で介護老人福祉施設

を30床増床、地域密着型介護老人福祉施設29床を整備する予定です。

- ③ 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

【回答】

介護予防生活支援総合事業につきましては、平成24年度の導入はありません。

また、一般会計での高齢者施策につきましては介護保険給付以外のサービスですので、高齢者のニーズを把握し高齢者が主体的に安心してサービスを利用できるようにサービスの確保や質の向上を図るなど、利用者本位の視点に立った高齢者施策を推進してまいります。

- ④ 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

【回答】

介護サービス利用料につきましては、これまでと同様に国の低所得者対策や制度を最大限に活用し利用料の負担緩和に努めます。また、社会福祉法人での軽減制度につきましては、市内の未実施法人には制度の趣旨を周知し利用拡大に努めてまいります。

- ⑤ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

大阪府の集団指導等と同様の内容で指導してまいります。

- ⑥ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

【回答】

平成24年6月11日に開催されました和泉市介護保険事業所連絡協議会で各事業所あてに、通知文を配布し適切なサービスが提供されるよう説明し

ております。

- ⑦「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

【回答】

地域包括ケアとは、高齢者の生活を地域で支えるために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、まず高齢者のニーズに応じ、①住宅が提供されることを基本とした上で高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保②独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯、或いは認知症の方がおられる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス、③介護保険サービス、④予防サービス、⑤在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療保険サービスの5つを一体化して提供していくという考え方です。

「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(平成24年度～26年度)」は、市民の健康や生活の実態、保健・医療・福祉・介護保険サービスの提供の現状を踏まえ、生涯を通じた健康づくり、介護予防の推進、介護保険サービスの充実、高齢者の生きがいづくりなど、高齢者が要支援・要介護状態になってもその人らしく健やかに安心して暮らせるまちづくりをめざすことを目的としております。

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

【回答】

生活保護世帯数が増加していることから正規職員を増員するなどし、体制の充実に努めています。人事配置は、適材適所と人材育成を柱に考えていますので、生活保護のみを重視した異動はできませんが、生活保護担当課に研修予算を積極的に投資し職員のレベルアップを図っております。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配

架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。

【回 答】

保護のしおりにつきましては、法改正等により内容変更が必要となった場合は、わかりやすい表現に配慮し改善してまいります。

生活保護制度は、被保護者に義務も生じることから当制度や他法他施策等の説明を十分行った後、保護申請の意志がある方について保護申請書を交付しております。

- ③ 申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

【回 答】

本市では、申請時に「助言指導書」などを作成することはありません。

また、就労指導を行う場合がございますが、被保護者から希望職種や条件等を聴取した上で行ってありますが、求職活動期間が長期間となった場合は生活保護の停廃止になることもあり、このことを避けるため希望条件を変更する等により就労に繋がると判断されたとき、本人の意向に反した就労指導を行うことはあります。ただし、その場合でも被保護者には担当者から説明を行い、理解が得られるよう努めております。また、本市では臨時職員として10名以内で雇用機会を確保しております。

- ④ 通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

【回 答】

通院や就職活動などのための移送費の取扱いにつきましては、通知等に基づき支給の可否を行っております。

生活保護制度では、移送費以外にも様々な扶助費を支給できるものがあります。このことから、「しおり」等に明記するのではなく各被保護者の状況に応じて担当者から説明することが最善であると考えております。

- ⑤ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病等、また子どものキャンプや修学旅行時など、「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、また「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

【回 答】

閉庁時等につきましては、被保護者の方が不便に感じているものとは理解しておりますが要望のありました「診療依頼書」は本来福祉事務所を持たない町村等において、保護変更申請書（傷病届）の提出があっても即時に医療券を発行できない場合に交付するものであり、閉庁時に対応するものではありません。

また、医療証等を発行したとしましても法的効力がなく受診時点において生活保護受給者かどうか不明なことから各医療機関が全額負担や一部負担を求める判断を行うこととなります。

- ⑥ 自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

【回 答】

基本的に自動車の保有は認められておりませんが、保有の要件に該当する場合は保有を認めております。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回 答】

本市におけるこども医療費助成制度は、平成22年度には所得制限を廃止し、平成23年度には入院医療費の助成対象者を小学校6年生まで拡充してきました。

また、本年7月からは通院におきまして小学校1年生まで拡充し、毎年拡充に向け取り組んでおります。こども医療費助成の対象者を中学生までとすることにつきましては、少子化対策の重要な施策の一つであると認識するものであり、今後の課題としてまいりたいと考えております。

- ② 全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。

【回 答】

本市では、妊婦の経済的負担軽減することにより妊婦健康診査の受診促進を図るべく妊婦健康診査の公費負担を行い、妊婦が安心・安全に妊娠期間を

過ごし出産に臨めるよう支援しております。本市においては妊婦健診公費負担額を平成20年度は3回・補助額14,980円、平成21・22年度は14回・35,000円、平成23年度は14回・51,290円、平成24年度は14回・61,790円と拡充に努めております。

国は、妊婦健康診査14回の無料化を表明しており一方では市区町村に対し、5回分を二分の一の地方財政措置、残り9回分を二分の一の特別補助金により支援しております。大阪市長会を通じて、国へ国庫補助の拡充について要望しているところですが今後も引き続き要望してまいります。

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

【回答】

就学援助の認定は、前年中の所得金額等で判定していますが本市では世帯構成人員による基準額を設けています。就学援助の申請は、通年手続きができ学校・市教委で随時受け付けています。

認定判定は、前年中所得等を基準にしており所得状況は6月の所得確定を確認し審査するため認定結果及び支給が7月になることをご理解願います。

なお、本市では地方税法に基づき、最短の6月に税の確定となっているため年末調整や確定申告書（写）での判定作業は出来かねます。

- ④ 子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種を実施していない自治体においてはただちに無料制度とすること。

【回答】

子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、市内実施医療機関で接種費用（全額）助成を行っています。

対象者につきましては、子宮頸がんワクチンは中学校1年生～高校1年生相当及び特例（平成24年3月31日までに1回または2回接種済）の高校2年生相応の女性です。

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは2か月～4歳児（5歳の誕生日の前々日まで）で各々1～4回（接種開始月年齢により異なる）の接種です。

- ⑤ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回 答】

「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など家賃補助の制度化につきましては、実施効果や費用対効果の観点及び本市を取り巻く厳しい行財政環境から実施は困難であると考えております。